

もし事故が起きたら？

1、まず警察への届出を！

人身事故はもちろんのこと、物損事故の場合にも警察へ届出をしてください。
物損事故については、基本的には行政処分はありません。

2、ただちに**当事者から**山田損保事務所へ事故の連絡を！

どんな事故も、当事者だけが一番正確な事故状況を知っています。
事故の大小に関わらず、可能な限り、事故の内容を当事者から**直接**ご連絡ください。
相手の居ない単独事故(車両保険請求の場合)においてもです。

3、修理着工前に**保険会社の承諾を！**

事故車両、その他損害物を修理されるときは、事前に必ず保険会社の承諾を得てください。

4、示談の前に**保険会社の承諾を！**

示談をする前に保険会社に相談してください。
現場では、金銭の支払い等についての約束はしないでください。
また自分に過失があると思われる場合においても、「**修理費を負担します**」「**責任をもって…**」などのように“全額修理してもらえる”と誤解されるような発言はしないでください。

5、具体的にご報告いただく内容・ご用意いただく書類

- ①運転者の運転免許証のコピー(個人契約の場合は、契約者の免許証も)
- ②事故発生の日時・場所(たとえば上越市〇〇町△番〇号先、国道〇号△△交差点など)
- ③事故発生の原因と状況(できるだけ詳細に)
- ④【**車両事故の場合**】 損害状況
修理工場名、所在地、電話番号、担当者名
- 【**対物事故の場合**】 相手方の住所、氏名、電話番号(自宅、勤務先)
被害物件(車名、ナンバー)
修理工場名、所在地、電話番号、担当者名
現場での話し合いの内容
- 【**対人事故の場合**】 被害者の氏名、年齢、職業、連絡先、負傷状況、病院名
自賠責保険の証券コピー

以上の内容でご報告いただければ幸いです。

〒943-0824 新潟県上越市北城町4-15-3
有限会社 **山田損保事務所**
TEL 025-523-5640
FAX 025-525-7587

自動車事故報告書 No1

運転者・同乗者について

運転者名	運転者携帯番号
運転者についてご記入ください	(連絡可能な時間帯 : ~ :)
運転者の住所:	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
免許証の交付日	平成 年 月 日
免許証の帯の色	【 ゴールド ・ ブルー ・ グリーン 】
免許証の有効年月	平成 年 月 日
免許証の番号	
免許証の種類	大型 中型 普通 大特 牽引 原付 ()

事故車両ナンバー	
事故車両修理工場	☎
入庫予定日	月 日頃
(ケガがある場合のみ記入)	
負傷者名	病院名
電話番号	ケガの状況
住所	

警察への届出

{ 有 }	届出警察	署または派出所
{ 無 }	→その理由	

メモしておく内容

事故の日時	平成 年 月 日	AM	時	分頃
PM				
事故の場所				
相手の名前	ふりがな()			
相手の住所				
相手の連絡先	☎ 自宅	☎ 屋間の連絡先		
相手自動車のナンバー	車名()			
相手自動車の修理工場	☎			
相手のケガの状況、病院名				

※相手方・負傷者が複数の場合にご使用ください

有限会社 山田損保事務所 行 (FAX025-525-7587)

自動車事故報告書 No2

保険契約者名 _____ 運転者名 _____
事故車両登録番号(ナンバー) _____
事故の日時 平成 年 月 日 AM 時 分頃
PM

相手② 相手の名前 _____
相手の住所 _____
相手の連絡先 ☎^{自宅} _____ ☎^{昼間の連絡先} _____
相手自動車の登録番号(ナンバー) _____
相手自動車の修理工場 _____ ☎

相手③ 相手の名前 _____
相手の住所 _____
相手の連絡先 ☎^{自宅} _____ ☎^{昼間の連絡先} _____
相手自動車の登録番号(ナンバー) _____
相手自動車の修理工場 _____ ☎

負傷者② 負傷者名 _____ ☎
負傷者の住所 _____
ケガの状況 _____
病院名 _____ ☎

負傷者③ 負傷者名 _____ ☎
負傷者の住所 _____
ケガの状況 _____
病院名 _____ ☎

事故車両を撮影してメールにて送信してください

事故が発生した場合は、状況に応じて事故車両の写真が必要になる場合があります。事故状況によって弊社が写真撮影をお願いした場合には、速やかな事故解決のため、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

車両の撮影をお願いしたときは、以下の要領にてお願いいたします。

【撮影の仕方】

- * 自動車全体(ナンバーが入るように)
- * 破損箇所とナンバー
- * 破損箇所



車両は、自車両を撮影してください。相手の車両を撮影する必要はありません。



【写真をメールにて送信してください】

デジタルカメラでの撮影であれば、メールにて送信ください。フィルムカメラの場合には、早めに現像して、郵送にて送付願います。

【物損事故のとき・・・】

(車両以外のモノすべて・・・)

例えば、電柱、ポール、垣根、へい、家 などに接触した場合)

賠償責任(弁償や修理)の有無を問わず、当該物の写真を撮影してください。

- * 当該物の全体像がわかるもの
- * 傷のついた箇所

yamadasonpo@n1002711.insurance-agt.ne.jp

自賠責保険支払い基準

この度の事故に際しまして、お見舞い申し上げます。
自賠責保険における一般の支払い基準は、下記のとおりです。

1、治療実費

実際に医療機関に支払った金額
(自賠責用診断書、医療報酬明細書も含む)
(⇒貴方がご自分で別途加入して居られます傷害保険等の請求にそのコピーで
代用できますので、必ず相手の保険会社からコピーをもらってください。)

2、通院交通費

バス賃、電車賃またはガソリン実費分(足の骨折等を除く)

3、休業損害

会社員 = 会社より休業損害証明書及び昨年度の源泉徴収票を添付
自営業 = 昨年度の納税証明書等を添付
主婦 = 日額5,700円×実通院日が支払われます

4、慰謝料

日額4,300円×(通院日数×2 または、延通院日のいずれか短い日数
(但し、長期の入院が有る場合には、計算方法が異なります。))

〒943-0824 新潟県上越市北城町4-15-3
有限会社 山田損保事務所
TEL 025-523-5640
FAX 025-525-7587 2023.4